

居住環境を確保するための日影に関する基準

制 定 平成 15 年 3 月 19 日

施 行 平成 15 年 4 月 1 日

改 正 平成 15 年 10 月 1 日

〔要領〕第 28 条の規定に基づく、日影に関する基準は、次のとおり定める。

1. 「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領」の適用対象となる建築物（高さが 20m 以下のものを除く。）で、2. に掲げる区域に日影を生じさせるものは、冬至日の真太陽時による午前 8 時から午後 4 時までの間において、平均地盤面から 4 メートル（準工業地域は 6.5 メートル）の高さの水平面（対象区域外及び当該建築物の敷地内の部分を除く。）に、原則として敷地境界線を超えて 8 時間日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。
2. 日影協議対象区域
 1. の基準を適用する区域は、次に定める地域の指定容積率 10 分の 30 の区域（臨港地区及び再開発等促進区を除く。）内とする。
 - （1）第 1 種住居地域
 - （2）第 2 種住居地域
 - （3）準住居地域
 - （4）準工業地域（公有水面埋立法の規定に基づく免許又は承認に係る埋立て区域を除く。）
3. 緩和等の措置
 - （1）建築物の敷地が道路、水面、線路敷その他これらに類するものに接する場合においては、当該道路、水面、線路敷その他これらに類するものに接する敷地境界線は、当該道路、水面、線路敷その他これらに類するものの反対側の境界線を敷地境界線とみなして、1. の規定を適用する。
 - （2）建築物が日影時間の制限の異なる区域の内外にわたる場合等の措置や建築物の高さなどについては、建築基準法の規定によるものとする。
 - （3）この基準の施行の際現に存する建築物、工事中の建築物若しくは確認済の建築物及びその部分については、当該基準は適用しない。

※ 真太陽時とは、測定地点での太陽南中時を正午とすることを基準にした時刻をいう。

（冬至日の大阪では、標準時におよそ 4 分加えたものが真太陽時となる。）

※ 平均地盤面とは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいう。